

さらに検討が必要な論点

※ 「これまでの議論の整理(平成30年7月19日)」に
おいて、引き続き検討が必要とされた事項を事務局で
まとめたもの。

平成30年10月25日

厚生労働省老健局・保険局

さらに検討が必要な論点

(※) 下線: 「これまでの議論の整理(平成30年7月19日)」において、引き続き検討が必要とされた事項のうち、今回のテーマに関するもの

「これまでの議論の整理」における記載 (※)	本有識者会議でさらに検討が必要な論点	
4. 第三者提供 ○ NDB、介護DBの連結解析を契機として、将来の利用ニーズの増加も視野に、公益目的による利用を前提とした迅速な審査・提供を図る観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供に係る迅速な審査 ・連結解析に係る円滑な審査(両データベースの審査の調整等) ・利用者支援(申請支援、データベースの基礎知識や解析時の留意点に関する研修等) ・安全な利用環境の整備 等の取組を実施すべきである。	【論点1-1】 NDB・介護DB単体のデータ提供申出に係る迅速な審査	● 第三者提供の枠組みを制度化することを踏まえ、各DBの情報提供に係る審査について、効率的な審査体制を検討してはどうか。
	【論点1-2】 連結データの提供申出に係る円滑な審査	● 各DBの情報提供に係る審査主体による審査を前提として、連結データの提供申出については、審査に要する時間の短縮等のため運用面で配慮することとしてはどうか。
	【論点1-3】 効果的・効率的な利用者支援の実施(申請支援、データベースの基礎知識や解析時の留意点に関する研修等)	● 利用者の利便性向上や、より適切で安全なデータの利用、各DBについての正しい理解につながるよう、ICTを活用しつつ、利用者支援の充実を図ってはどうか。
	【論点1-4】 データを安全に提供・利用できる環境の整備	● 安全かつ迅速なデータ提供・利用のため、より多様なデータ提供の方法を検討してはどうか。この際、安全なクラウド環境の活用等についても、念頭に置いてはどうか。
○ あわせて、 <u>審査・提供の更なる迅速化を図る観点から、これまでの取組も踏まえ、下記に関する方策について検討すべきである。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的な項目の定期的な公表の在り方(オープンデータ等) ・試行的な分析のためのデータセットの設定の在り方 	【論点2-1】 標準的な項目(オープンデータ等)の定期的な公表のあり方	● 連結解析したデータについても、定期的に公表することについて、そのニーズ等を踏まえた検討を行ってはどうか。
	【論点2-2】 試行的な分析のためのデータセットの設定のあり方	● 迅速な審査・提供を確保するための方策として、探索的に利用可能なデータセット(サンプリングデータセット等)の提供について、利便性の向上を図ってはどうか。
	【論点2-3】 オンサイトリサーチセンターのあり方	● オンサイトリサーチセンターについて、現行の取組や利用ニーズの増加等を踏まえ、今後の役割(センター内で簡便に利用できるデータの充実、センターの拡充等)についてどう考えるか。

「これまでの議論の整理」における記載（※）	本有識者会議でさらに検討が必要な論点	
<p>5. 実施体制</p> <p>○ NDB、介護DBの連結解析を契機として、将来にわたる利用ニーズの増加や多様化・高度化に対応することが求められる。このため、実施体制に求められる下記の機能のあり方について検討すべきである。</p> <p>① データベースの保守・管理、利用者支援の取組、第三者提供業務等の基本的な役割について効果的・効率的に実施し、迅速に提供する機能</p> <p>② データベースの構造改善やデータ解析機能の充実、データ解析に係る人材養成など、研究利用に応えるための取組を効果的・効率的に実施する機能</p> <p>○ データベースの保有主体が国であるという基本的な性格を踏まえ、上記の検討に即し、下記について整理、検討すべきである。</p> <p>①国が自ら担う機能</p> <p>②効果的・効率的な実施の観点から他の主体に委ねることが適当な機能</p> <p>③②について、国の関与の在り方、他の主体に求められる要件</p> <p>○ なお、実施体制に関しては、上記3・4における具体的な検討や下記6の検討に応じて必要となる機能、適切な役割分担等に即して、引き続き検討する必要がある。</p>	<p>利用者支援の取組、第三者提供業務等の基本的な役割について効果的・効率的に実施し、迅速に提供する機能 ⇒【論点1-3】参照</p>	
	<p>【論点1-5】自らデータの処理が可能な知識・技術を有する研究人材の養成</p>	<p>●データ処理の知識・技術を習得するための研修に係る検討を、引き続き支援する等、研究人材の養成につながる取り組みを行うてはどうか。</p>
	<p>【論点1-6】第三者提供に係る業務の実施体制のあり方</p>	<p>●まずは第三者提供の枠組み等の具体的な検討を進めることとし、その上で、必要となる機能の観点に基づき分類し、委任・委託のあり方について検討することとしてはどうか。</p> <p>●さらに、他の主体に委任・委託する場合に、国の関与のあり方や、当該主体に求められる要件を検討することとしてはどうか。</p>
	<p>【論点2-4】安全で、高度な研究利用に応えうるデータベース</p>	<p>●保守・管理に加え、今後は、データベースの解析機能の充実・改善等に向けて、先駆的な技術・研究成果等を随時取り込むための機能が必要。この機能を充実するため、実施体制、システム・データベースの構造等において、具体的にどのような方策が考えられるか。</p>

「これまでの議論の整理」における記載（※）	本有識者会議でさらに検討が必要な論点	
<p>6. 費用負担</p> <p>○ 一方で、NDB、介護DBの連結解析を契機として、利用ニーズの増加や多様化・高度化への対応が求められることも想定される。第三者提供には公益性と利用者における個別の受益（メリット）の双方が存在し、個々の提供に伴うコストも発生する一方、公益性を確保した利用の促進の要請も存在する。こうした諸点を踏まえ、第三者提供の利用者の費用負担を求めることについて、今後その具体的な在り方に即して引き続き検討する必要がある。</p>	<p>【論点1-7】第三者提供を受ける利用者の、金額設定を含めた費用負担のあり方</p>	<p>●まずは第三者提供の枠組み等の具体的な検討を進めることとし、その上で、具体的な費用負担等のあり方を検討することとしてはどうか。</p> <p>●その際、第三者提供におけるデータの抽出・処理等には一定の作業量が発生すること等を考慮し、費用負担を求めることを前提としてはどうか。</p>
<p>7. 技術面の課題</p> <p>○匿名での連結解析という前提を踏まえ、医療保険及び介護保険の両制度のレセプト等で共通して収集している情報項目（氏名、生年月日、性別）を基に共通の識別子を生成、連結キーとして活用することで、匿名情報としての性質を維持した上で、連結解析を可能とすべきである。</p> <p>○更に、技術面の環境整備等に応じて、匿名情報としての性質を維持した上で、識別・連結の精度の向上につながる方策（個人単位被保険者番号（医療保険）の活用等）についても、医療保険制度・介護保険制度における対応や費用対効果、共通の識別子が備えるべき要件等に留意して、今後引き続き検討すべきである。</p> <p>○また、必要なセキュリティの確保や、迅速な提供や利用ニーズの増加、解析ニーズの多様化・高度化に対応するための機能の確保等、上記3から5までの議論に応じ、必要な技術的対応の内容について、今後引き続き検討すべきである。</p>	<p>【論点2-5】連結解析のための技術的な対応について</p> <p>【論点2-6】セキュリティの確保及びその他の機能の確保について</p>	<p>●2020年度の開始に向け、議論の整理を踏まえた対応を進めつつ、将来的に導入が見込まれる個人単位被保険者番号の活用について、その準備状況や医療・介護保険制度での取扱い、費用対効果等に留意して検討してはどうか。</p> <p>●これまでの検討を踏まえ、第三者による利用時に必要なセキュリティ水準等、技術的な対応の内容についてどう考えるか。</p>